

お申込みの前に（ご旅行条件・要旨要約）

募集型企画旅行契約

このご旅行は、株式会社北志賀竜王（以下「当社」といいます。）が企画・実施するご旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配、旅程管理することを当社は引き受けます。旅行契約の内容・条件は、本頁及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

お申し込みと契約の成立時期

・旅行契約は当社が契約の締結を承諾し（予約番号を発信し）、代金を受領したときに成立するものといたします。旅行代金は別途ご案内する期日以内にお支払いいただきます。期日以内に支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。

クレジットカードでのお支払いをご利用の場合は、送信時点で契約が成立します。（カード利用日は旅行契約成立日です。）

・複数人員のお申込みは、代表者を契約責任者とし、契約に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

代金について

・旅行代金は、最初の宿泊日（日帰りの場合は当日）にてご確認ください。

「旅行代金」は、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

消費税等諸税を含みます。特に注釈のない場合は、おとな・子ども同額となります。

・お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しは致しません。

また、お客様のご都合による日程、施設などの変更は、所定の取消料を頂戴いたします。

取消料（変更料）

下記の取消料をお支払い戴くことにより、いつでも旅行契約を取消（変更）することができます。

取消日(宿泊のみの場合)		取消料(変更料)
宿泊日の前日から起算して	(1)21日目に当たる日以前の取消・変更 (2)20日目に当たる日以降の取消・変更(3~6を除く) (3)7日目を以降の取消・変更(4~6を除く) (4)宿泊日の前日の取消・変更 (5)当日の取消・変更(6を除く) (6)券類お渡し後の取消・変更、または無連絡不参加	無料 500円 旅行代金の30% 旅行代金の40% 旅行代金の50% 旅行代金全額
取消日(日帰りの場合)		取消料(変更料)

前日から 起算して	(1)11 日目にあたる日以前の取消・変更 (2)10 日目にあたる日以降の取消・変更(3～6 を 除く) (3)7 日目を降の取消・変更(4～6 を除く) (4)前日の取消・変更 (5)当日の取消・変更(6 を除く) (6)券類お渡し後の取消・変更、または無連絡不 参加	無料 500 円 旅行代金の 30% 旅行代金の 40% 旅行代金の 50% 旅行代金全額
取消日(バス利用の場合)		取消料(変更料)
前日から 起算して	(1)21 日目にあたる日以前の取消・変更 (2)20 日目にあたる日以降の取消・変更(3～6 を 除く) (3)7 日目を降の取消・変更(4～6 を除く) (4)前日の取消・変更 (5)当日の取消・変更(6 を除く) (6)券類お渡し後の取消・変更、または無連絡不 参加	無料 旅行代金の 20% 旅行代金の 30% 旅行代金の 40% 旅行代金の 50% 旅行代金全額

取消料はお一人様毎に上記料率となります。

お預かりしている代金より上記を差し引き、払い戻しいたします。

宿泊について

・利用客室により一室利用人員が定められています。変更等により条件が合わない

場合は、お引き受けできない場合があります。

・連泊の場合、シーツの交換や布団等の上げ下ろしの無い場合があります。

・洋室の場合、多くはツインベッドの客室です。3名様以上でご利用の場合はエキストラベッド等を追加しご利用頂く場合があります。

・通常宿泊施設のチェックインは15時頃、チェックアウトは10時頃です。早着、遅立の場合には施設使用料が別途必要な場合があります。（施設詳細ページ、またはフロントにてご確認ください。）

・宿泊施設への到着が遅い時は夕食を用意できない場合があります。17時を過ぎてご到着の予定、または当日の事情で遅くなる場合には、当社へご連絡、ご相談ください。

契約内容の変更・解除・中止

・積雪が少なくリフト等が稼動しない場合、またはその可能性が極めて高い場合には、ご旅行契約を解除いたします。中止の場合には当社よりご連絡を差し上げます。

（全額の払い戻しとなります。）

・天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ず、旅行サービスの内容を変更、または旅行契約を解除することもあります。（解除の場合は全額の払い戻しとなります。）

当社の責任

・当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。当社の関与し得ない事由（天候・交通事情他など）により損害を被ったときは、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

旅行者の責任

・お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなければなりません。また、このご旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

お申し込み条件

- ・20才未満の方は親権者の同意書を郵送等にてご提出ください。（同意書はこちら）
- ・15才未満の方は保護者によるお申込み、及び同行を条件といたします。

特別補償

・特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について予め定める額の補償金及び見舞金を支払います。